平成２３年（フ）第７０９号
埼玉県所沢市北中２丁目117番地の７
債務者　白土　勝壽
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７１２号
埼玉県入間市小谷田２丁目１番52号
債務者　秋間　賢孝
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２３号
埼玉県比企郡鳩山町大字奥田112番地４
債務者　吉岡　理恵（旧姓梅川）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２５号
埼玉県川越市大字安比奈新田47番地１アーベイン川越304号室、前住所埼玉県川越市大字的場1391番地11
債務者　秋山よし江
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７３６号
埼玉県川越市野田町１丁目13番地22ルネスカトレアコート102号室
債務者　松浦　溶子（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９７号
静岡県沼津市大岡2394番地　ヴァンスホーム101号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1170番地の１　シャルマンコーポ鮎壷
債務者　大野とめ子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
静岡県伊東市吉田415番地　アレンタウンＢ202号
債務者　石渡　大介
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
静岡県三島市谷田・小山中島・2152番地の12、住民票上の住所静岡県三島市東本町１丁目13番48号　シティウインズ三島221
債務者　牧田　　聡
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
静岡県沼津市石川463番地の５　メゾンリヴレーヌ306
債務者　西貝　明広
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
静岡県田方郡函南町大竹218番地の66　函南ヒルズ201、前住所静岡県田方郡函南町柏谷930番地の１
債務者　瀧下　重克
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０９号
名古屋市港区春田野１丁目1109番地
債務者　小関　　貢
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７３号
名古屋市守山区四軒家１丁目312番地　松南ハイツ125号
債務者　藤木　明美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１９号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目514番地　鳴海グランドハイツＣ棟105号
債務者　熊谷みちる（旧姓米田・木下）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３４号
名古屋市千種区仲田２丁目16番14号　古田ビル４Ｆ
債務者　クリオテックサービスこと　竹下　淳一
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６４号
愛知県一宮市春明字北石田生３番地３　ハピネス千代102号
債務者　森山　正之
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３７９号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一３番地１ドエル森上Ｂ―202
債務者　森　由紀子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部